

令和6年1月12日

県内宿泊事業者 様

富山県地方創生局観光振興室長

令和6年能登半島地震における石川県の避難者の宿泊施設での受け入れについて（依頼）

日頃より、本県の観光振興についてご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。県では能登半島地震からの1日も早い復旧に向けて災害対策本部を設置し、緊急対応にあたっているところです。

さて、標記につきまして、石川県から本県に対し、石川県内の宿泊施設では被災している施設が多く、避難者の受入可能な地域や人数に限りがあることから、石川県での受入が困難となった場合に備え、富山県内の宿泊施設へ協力の呼びかけを実施してほしいとの依頼がありました。

石川県の避難者の受け入れをご検討されている宿泊事業者におかれましては、別紙様式に必要事項を記載いただき、下記までご回答くださいますようお願いいたします。

災害からの復旧対応等で大変ご多忙とは思いますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 記

回答方法：別紙様式1、2を記載し、メールにて下記まで送付願います。

**【回答先】令和6年能登半島地震2次避難所運営事務局（宿泊施設側窓口）**  
**（株）JTBビジネストラנסフォーム内）**  
メールアドレス [notohantojimukyoku\\_yado@jbx.jtb.jp](mailto:notohantojimukyoku_yado@jbx.jtb.jp)

- ※ 現時点での石川県の制度は別紙のとおり
- ※ 受入施設との調整や支弁金の支払いについては、石川県からの受託事業者（令和6年能登半島地震二次避難所運営事務局）が実施する予定です。

#### 【事務担当】

観光地域づくり推進担当 内橋、渡邊

電話 076-444-3500 F A X 076-444-4404

メール [akankoshinko@pref.toyama.lg.jp](mailto:akankoshinko@pref.toyama.lg.jp)

令和6年能登半島地震におけるホテル・旅館の避難者の受け入れ  
(石川県の制度)

受入期間

受け入れ準備が整い次第、当面の間

対象者

対象6市町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）にお住まいで被災された方

受入施設

富山県内の宿泊施設（ホテル・旅館）で石川県の制度に登録したもの

提供サービス

宿泊、入浴及び食事（3食） ※避難所として適正な範囲

対象者の負担

なし

宿泊施設への支弁 ※消費税込、入湯税・宿泊税別

【3食付】1人1泊 上限10,000円以内

【食事無し】1人1泊 上限8,000円以内

※可能な限り3食付きの設定をご検討ください。

※通常ご提供いただいている食事内容と異なる食事内容でも構いません。

避難者受け入れの流れ

- ①石川県→石川県内の被災市町へ受入可能宿泊施設の情報提供  
※ 石川県内の宿泊施設での受入可能人数に達した場合に、県内宿泊施設の情報が提供される予定
- ②石川県内の被災市町→避難者へ受入可能宿泊施設の情報提供
- ③避難者→「令和6年能登半島地震二次避難所運営事務局」へ宿泊申し込み
- ④事務局→宿泊施設および避難者との宿泊調整
- ⑤宿泊施設における避難者の受け入れ
- ⑥宿泊施設→事務局へ避難者のチェックイン・アウトの情報提供
- ⑦事務局→各宿泊施設に対し受入実績に応じて支払い（※月1回の清算を想定）